

新監査公表第 1 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 2 年 3 月 18 日

新潟市監査委員	高 井 昭一郎
同	伊 藤 秀 夫
同	竹 内 功

# 財政援助団体等監査結果の報告

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（平成29年3月27日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に基づく出資団体監査

## 第3 監査の対象

### (1) 対象団体

株式会社まちづくり豊栄

### (2) 所管課

新潟市北区役所産業振興課

## 第4 監査の着眼点

### (1) 対象団体

- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ・ 経営成績及び財政状態は良好か。
- ・ 決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
- ・ 出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
- ・ 内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ・ 自主的な経営を進めるための取組み（自主財源の確保等）はどうか。

### (2) 所管課

- ・ 対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。
- ・ 対象団体と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

## 第5 監査の対象事務

平成30年4月から平成31年3月までに執行された事務事業

## 第6 監査の実施手続

監査にあたっては、書面審査、現地確認及び関係者からの説明聴取等により実施した。

## 第7 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査委員事務局執務室及び株式会社まちづくり豊栄が運営する各店舗等

### (2) 実施日程

令和元年12月9日から令和2年3月18日まで

## 第8 監査委員の除斥

風間監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥した。

## 第9 監査対象団体の概要

### (1) 名称及び所在地

株式会社まちづくり豊栄  
(新潟市北区東栄町1丁目11番7号)

### (2) 資本金

3,330万円(市出資額1,665万円 市出資比率50%)  
※出資者数388(中小企業者274, 市民106, 団体4, 金融機関2, 商工会, 市)

### (3) 設立目的及び事業

株式会社まちづくり豊栄(以下「まちづくり豊栄」という。)は、中心市街地活性化法に基づき、新潟市北区豊栄地区の中心市街地及びまちづくりの活性化を図るため、平成15年に事業者や市民、新潟市(当時の豊栄市。以下「旧豊栄市」という。)などの出資による第三セクターとして設立され、当該目的を達成するため主に次の事業を行っている。

- ア 「ヤマザキショップ豊栄駅店」運営事業
- イ 「道の駅豊栄」管理運営事業
- ウ 豊栄駅前時間貸し駐車場運営事業
- エ 新潟市北区観光協会業務受託事業
- オ 自転車無料貸出業務受託事業

### (4) 沿革

- 平成15年 事業者や市民、旧豊栄市などの出資により設立。
- 平成18年 「ヤマザキショップ豊栄駅店」の運営開始。
- 平成25年 国土交通省から「道の駅豊栄」の設置者として指定。

### (5) 組織の状況

(単位:人)

	合計	市派遣	市兼任	他団体 兼任	市職OB	プロパ ー	臨時・ 嘱託等
役員計	9			9			
常勤							
非常勤	9			9			
職員計	22					1	21
常勤	1					1	
非常勤	21						21
合計	31			9		1	21

※平成30年7月1日現在(「平成30年度外郭団体評価調書」より)

## (6)財務の状況

## ア 貸借対照表

(単位：円)

科 目	平成30年度	平成29年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産	47,252,862	43,985,796	3,267,066
2 固定資産	16,781,944	17,290,357	▲508,413
<b>資産合計</b>	<b>64,034,806</b>	<b>61,276,153</b>	<b>2,758,653</b>
II 負債の部			
1 流動負債	6,394,398	5,948,145	446,253
2 固定負債	3,828,000	3,947,880	▲119,880
<b>負債合計</b>	<b>10,222,398</b>	<b>9,896,025</b>	<b>326,373</b>
III 純資産の部			
1 株主資本	53,812,408	51,380,128	2,432,280
(1) 資本金	33,300,000	33,300,000	0
(2) 利益剰余金	20,512,408	18,080,128	2,432,280
<b>純資産合計</b>	<b>53,812,408</b>	<b>51,380,128</b>	<b>2,432,280</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>64,034,806</b>	<b>61,276,153</b>	<b>2,758,653</b>

※各年度とも3月31日時点の数値

## イ 損益計算書

(単位：円)

科 目	平成30年度	平成29年度	増 減
I 売上高	104,339,224	100,042,301	4,296,923
事業収入	7,666,979	6,981,973	685,006
Yショップ売上高	25,577,688	25,371,269	206,419
道の駅売上高	53,690,001	50,653,077	3,036,924
道の駅豊栄受取営業料	17,404,556	17,035,982	368,574
II 売上原価	62,973,289	60,731,767	2,241,522
III 販売費及び一般管理費	38,600,375	37,566,323	1,034,052
<b>営業利益</b>	<b>2,765,560</b>	<b>1,744,211</b>	<b>1,021,349</b>
IV 営業外収益	248,948	114,997	133,951
V 営業外費用	0	0	0
<b>経常利益</b>	<b>3,014,508</b>	<b>1,859,208</b>	<b>1,153,300</b>
VI 特別利益	200,014	413,332	▲213,318
VII 特別損失	0	3,118	▲3,118
<b>税引前当期純利益</b>	<b>3,214,522</b>	<b>2,269,422</b>	<b>945,100</b>
<b>法人税, 住民税及び事業税</b>	<b>782,242</b>	<b>664,039</b>	<b>118,203</b>
<b>当期純利益</b>	<b>2,432,280</b>	<b>1,605,383</b>	<b>826,897</b>

※各年度とも4月1日から3月31日までの間の数値

(7)本市からの財政的援助の状況

団体設立当初は本市から 838 万円の財政的援助（補助金・委託料）を受けていたが、平成 17 年 3 月の市町村合併や、平成 18 年 6 月の中心市街地活性化法改正に伴い、豊栄地区は本市の中心市街地対象区域から外れ、また、新潟市豊栄地区ふれあいセンター受付業務受託が平成 25 年度で終了したこともあって、財政的援助は年々減少していった。平成 26 年度以降は豊栄駅前での自転車無料貸出業務の受託のみで、その額は年額 10 万円程度と少額となっている。

【本市の財政的援助と当期純損益の経年比較】 (単位：千円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
財政的援助	8,383	3,655	1,662	1,662	5,008	4,769	3,842	1,633	1,640	1,733	103	103	103	103	100
当期純損益	11	▲ 550	▲ 1,186	506	997	1,463	▲ 180	▲ 5,016	▲ 3,018	16,215	3,187	1,870	2,164	1,605	2,432

※平成 25 年度は道の駅豊栄の無償譲渡に伴う固定資産受贈益 15,400 千円が含まれる

※外郭団体評価報告書に基づき作成

(8)主な事業の部門別決算の推移

ア ヤマザキショップ豊栄駅店運営事業

平成 18 年 3 月に JR 豊栄駅新駅舎の開業に合わせ、市民の意向や旧豊栄市の要請を受け、豊栄地区の中心市街地活性化を目的としてヤマザキショップ豊栄駅店の営業を開始した。通勤・通学客の利用が多く毎月一定の売上を計上しているものの、店舗の規模が小さく大幅な売上増は見込めないことや、人件費の上昇等により事業単体では赤字が続いている。

【ヤマザキショップ豊栄駅店の部門別決算の推移】 (単位：千円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収益	27,310	27,710	26,844	26,550	25,370	25,578
費用	27,402	27,882	27,541	27,274	26,060	26,272
経常損益	▲ 92	▲ 172	▲ 697	▲ 724	▲ 690	▲ 694

※決算明細書に基づき作成

イ 道の駅豊栄管理運営事業

平成 25 年に当時の社団法人北陸建設弘済会から道の駅豊栄の売店・食堂部分の施設及び営業権を無償譲渡され、管理運営を開始した。大幅な経費削減等の経営努力により事業開始初年度から黒字となり、団体全体の経営状況の改善に大きく寄与している。

【道の駅豊栄の部門別決算の推移】 (単位：千円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収益	28,870	70,120	69,465	68,746	67,689	71,227
費用	23,516	63,283	63,704	62,728	60,527	62,856
経常損益	5,354	6,837	5,761	6,018	7,162	8,371

※決算明細書に基づき作成

## 第10 監査の結果

監査した結果、出納その他の事務については概ね適正に行われていることを確認したが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

また、監査対象団体の運営について意見を付したので、監査対象団体及び市所管課においては、適切な措置を講じられたい。

### (1)指摘事項

**取締役が経営する会社と取引するにあたり、取締役会において承認を受けていなかったもの**

取締役が経営する会社との取引が見受けられたが、会社法第356条及び取締役会規程第10条に定められている取締役会における承認を得ていなかった。

会社法第356条では、競業及び利益相反取引を制限するため、「取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき」には、株主総会（取締役会設置会社においては取締役会）において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を得なければならないこととされており、取締役会規程においても、同法の規定に基づき取締役会での承認が必要とされている。

会社法第356条は、取締役が会社の利益の犠牲において自己または第三者の利益を図ることを防止する趣旨で設けられているものであり、同条違反の行為のうち、本件のような直接取引については、承認がなされずにされた行為は無効であるとされている。また、自己取引規制は、会社の経営に当たる者にとっては常識の部類に属するといえるものであり、これらの趣旨に照らせば、本件違反行為については、当該自己取引を行った取締役のコンプライアンス違反が認められるのはもちろん、その執行の監督の任にある他の取締役や筆頭株主である本市の監督義務の懈怠も軽視することはできない。

今回は、全体として発注件数が6件、発注金額が120万円程度にとどまったこと、実質的には不相当な金額での発注ではなかったことが認められたが、各関係者においては、このような取締役会の承認を欠く自己取引は、たとえ応急の処置であっても決して容認されるものではないことを肝に銘じ、再発の防止に努めなければならない。

### (2)軽微事項

ア 未収入金として計上すべき額を誤っていたもの 本部

#### 【事実】

本市から委託されている自転車無料貸出業務の委託料について、当期の契約額は100,000円であるにもかかわらず、前期の契約額である103,000円を未収入金として計上していた。

#### 【見解】

未収入金を計上する際は、契約書等の金額の根拠を確認したうえで計上すべきである。

イ 手書領収書が適正に管理されていなかったもの 本部

**【事実】**

手書領収書が連番管理されていなかった。また、書き損じについては複写式の控えのみが保管され、原本が保管されていなかった。

**【見解】**

手書領収書を使用する際は、不正を防止するためにも、使用する前にあらかじめ連番を付番するとともに、書き損じについても全て綴りから切り離さず保管する必要がある。

ウ 支出事務において、上席者が確認する体制が不十分だったもの 本部

**【事実】**

少額な経費の支出に関し、上席者の承認を得ず、経理担当者の確認のみで支出していた。

**【見解】**

比較的高額な経費の支出に関しては、上席者がその内容を確認していたものの、少額な経費の支出についても、不正や事務処理ミスを防止するためには、上席者が承認したうえで支出する体制を整備する必要がある。

エ 前期に発生した収益について、当期の収益として計上していたもの Yショップ

**【事実】**

前期末に販売したお茶の売上（2件、6,930円）について、前期の収益として計上せず、入金があった当期の収益として計上していた。

**【見解】**

企業会計は発生主義であることから、本件については入金があった当期の収益としてではなく、取引発生時の前期の収益として計上すべきである。

オ 管理職手当に係る就業規則が実態と異なっていたもの 道の駅

**【事実】**

道の駅の駅長3名に対する管理職手当について、1名に対しては毎月2万円、その外2名に対しては毎月1万円を支給していたが、就業規則にその旨の規定がなかった。

**【見解】**

会社設立ときに制定した就業規則が現状に合っていないことから、実態に合った取扱いとするためには、就業規則を改正する必要がある。

カ 現金過不足について、帳簿上ではなく簿外で管理されていたもの 道の駅

**【事実】**

商品の販売等に伴う現金過不足（令和2年2月11日現在では1,230円の過大）について、記帳せずに簿外で管理していた。

## 【見解】

現金過不足を記帳せず簿外で管理する現在の管理方法は不正につながるおそれがある。今後は日々の現金過不足について記帳するとともに、金額的に少額であれば、過大の場合は雑収入、不足の場合は雑損失として計上すべきである。

### (3)意見

まちづくり豊栄は、平成10年7月に施行された中心市街地活性化法に基づき、豊栄地区の中心市街地活性化や賑わい創出を目的として、事業者、市民及び旧豊栄市の出資により平成15年に第三セクターとして設立された。設立から既に15年以上が経過しているが、依然として地方都市の人口減少や空き家の増加等による市街地機能の低下は全国的な問題であり、本市北区においても、国勢調査では平成22年には77,621人だった人口が、平成27年には76,328人に減少し、また商業統計では平成19年の小売業事業所数が574店舗だったものが、平成26年には398店舗まで減少するなど、市街地機能の低下は特に深刻な状況となっている。

このような厳しい状況の中で、同社は設立時の目的を果たすべく、これまで様々な事業を行ってきたところであるが、本市からの財政的援助は年々減少し、現在は道の駅豊栄の老朽化に伴う大規模改修に対応するため、内部留保資金の確保が最優先課題となっている。

また、現在は役員全員が非常勤で本業と兼務しながら無報酬で活動し、職員も常勤は1名のみで事務全般を幅広く担っている。タウンマネジメント業務を専門に行うことができる人材の確保も課題ではあるが、前述のとおり道の駅豊栄の大規模改修への対応が最優先となっており、経営的にも余裕がないことから、新たな人材の確保は難しい状況と言える。

これらの課題に直面し、現状においては未だまちづくり会社としての本来の役割を十分に果たしているとは言えない状況ではあるものの、設立当初からこれまでの間、厳しい経営状況が続いた中で、平成25年には当時赤字だった道の駅豊栄の管理運営を引き継ぎ、自らの経営努力により黒字に転換させ、会社全体としても黒字経営を続けていることは一定の評価に値すべきものといえる。

一方、豊栄地区の中心市街地活性化や賑わい創出といった課題は同社の取組みだけで解決できるものではなく、本市や商工会、大学等と連携し一体となって取り組む必要がある。特に本市は同社の筆頭株主であることから、これらの課題を所管課に限らず北区をはじめ本市の課題として関係課で共有するとともに、その解決に向けた同社の役割についてもあらためて考えていかなければならない。また、同社においては、当面の間は道の駅豊栄の大規模改修を最優先に考えざるを得ないものの、その後の展開についても関係機関と幅広く連携し、道の駅豊栄で生み出した利益を豊栄地区の中心市街地に還元できるような事業展開につなげられるよう期待するものである。